

令和3年第5回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	令和3年8月20日(金)午後1時30分
開催場所	北区教育委員会室
出席委員	<p>教育長 清正浩 靖 委員 本間正江 (オンライン出席)</p> <p>委員 齋藤邦彦 委員 阿良田由紀 (オンライン出席)</p> <p>委員 長谷川みどり (オンライン出席)</p>
事務局職員	<p>教育振興部長 教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事、 生涯学習・学校地域連携課長)</p> <p>学校改築施設管理課長 学校支援課長</p> <p>飛鳥山博物館長</p> <p>子ども未来部長 子ども未来部参事 (子ども未来課長、子ども環境応援担当課長)</p> <p>子どもわくわく課長 保育課長</p>

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	32号	令和3年度東京都北区一般会計補正予算(第4号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
2	33号	東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
3	31号	東京都北区教育委員会事務局専決規則第2条第2項の規定に基づき処理した東京都北区教育委員会事務局職員(課長級以上)の異動の報告について	了承
4	32号	谷端小学校のリノベーション事業について	了承
5	33号	令和4年成人の日記念式典の開催について	了承
6	34号	十条富士塚現状変更工事の進捗状況について	了承
7	35号	後援・共催事業に関する報告	了承

令和3年第5回東京都北区教育委員会臨時会会議録

令和3年8月20日（金） 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、令和3年第5回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

日程第1、第32号議案「令和3年度東京都北区一般会計補正予算（第4号）に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。

教育政策課長から説明をお願いいたします。

教育政策課長

それでは、第32号議案について、説明をいたします。

議案書を1枚おめくりいただいて、1ページでございます。区長から教育委員会に意見を求める依頼文です。

続いて、5ページの補正予算の内容をご覧ください。

第1表は、教育委員会に関する部分の歳入歳出に係る予算補正です。教育振興部と子ども未来部の予算を合算してお示しをしております。まず、下の歳出をご覧ください。第3款福祉費の第4項児童福祉費で、表の右から2列目が補正額となっております。2億2,458万3,000円の増額です。その下が第8款の教育費でございます。第1、2、3、5、6項、それぞれ補正額の欄に記載のとおりです。教育費の合計ですと、上から3つ目の数字、差し引き1億4,286万8,000円の増額でございます。歳出合計では、3億6,745万1,000円の増額となっております。

上の表が歳入でございます。お示しのとおり、3つの款の合計3,630万3,000円の増額補正を行います。

次に裏面の6ページをご覧ください。第2表、債務負担行為の補正でございます。予算は単年度主義が原則でございますけれども、複数年にわたる業務委託や大規模な工事の契約等については、議会の了承を得たうえで、予め定めた期限及び限度額の範囲で予算執行を行うことができます。

まず、表の一番上の桐ヶ丘保育園から西ヶ原子どもセンターまでは、指定管理者の指定が複数年に渡るために行うものです。次に、表の下から3つ目、仮称都の北学園の校歌制作については、来年度前半の完成を目指して、この夏から検討作業を進めていくために計上します。下から1つ目と2つ目、谷端小と四岩小の設計業務委託は、今年度から来年度の2カ年に渡るために行います。

次に、補正予算の詳細につきまして、別添資料に沿い、教育振興部に係る部分を説明させていただきます。A4 1枚、第32号議案参考資料①と書かれているものをご覧ください。

今回、教育振興部分は歳入がございませんので、歳出のみ説明いたします。まず、右から2列目、増減説明欄の列でございますけれども、職員定数の増又は減と記載している項目は、予算計上時の職員数と今年度4月に確定した実際の職員数の差に応じて、必要な金額を補正するものです。

次に、上から8行目、第2項の小学校費のうち、学校管理費の（2）学校施設整備費

について、4,900万円余の増額でございます。増減説明欄に大きく3つの項目を記載しております。まず、谷端小学校については、後ほど日程第4で報告いたしますが、35人学級の段階的導入により、早期の教室不足が見込まれるため、リノベーション工事を行って仮設校舎と増築校舎を先行整備いたします。今回の補正は、増築校舎の実施設計に係る経費を計上するものでございます。

次に、「35人学級及び児童増に伴う普通教室化工事経費」でございます。令和4年度に教室確保が必要となる学校及び教室数を試算した結果に基づき、お示しの12の学校において、多目的室、ランチルーム、生活科室等の諸室を普通教室に転用することを基本とした、12校13室分の普通教室化に必要な経費を計上するものでございます。

増減説明欄の最後の記載、四岩小でございます。令和6年4月に向けた普通教室確保に向けて、別棟を建設する検討に入ったところでございます。令和4年度の当初予算での予算計上では、工期が間に合わない見込みが判明したため、このタイミングで別棟建設に係る設計経費を計上するものでございます。

次の(3)GIGAスクール構想事業費でございます。こちらは滝四小他、令和4年度に普通教室として転用し、使用することとなる教室を対象として、高速大容量のインターネット環境を確保するため、アクセスポイントやプロジェクターの購入費用を計上するものでございます。

その下、教育振興費の(1)就学援助費でございます。後段の中学校費にも同様の項目がございますけれども、現在、インターネット環境のない世帯にモバイルルーターの貸出をしている一方で、インターネット環境のある準要保護世帯について、環境の維持に要する経費を支援していくというものでございます。

支援の内容は、本年4月から月額1,000円、年額1万2,000円の通信料を助成するものでございます。なお、要保護世帯につきましては、就学援助費ではなく、生活保護制度によって通信料の助成が行われております。

また、増減説明欄に記載しているシステム改修費とは、税制改正に伴い、就学援助の認定に必要な所得額の算定方法が変更となったことから、システムが対応できるよう改修を行うために計上しているものです。それから、先ほど説明した準要保護世帯を対象とした通信料助成を行うために必要な改修も実施いたします。

以上が教育振興部分です。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。この後、子ども未来部分について、子ども未来部参事から説明があります。

子ども未来  
部参事

それでは、続きまして、子ども未来部の分の補正予算について、説明資料②を使ってご説明させていただきます。

②の資料の中ほどから下段が歳出予算でございます。子ども未来部の歳出予算のうち、歳出の1番目、児童福祉総務費について、私立保育所整備費助成費等返還金以下の3つの給付等に関して、こちらは過年度の返還金等の精算のために歳出予算を計上するものでございます。いずれも実績と予算の乖離があったために、残余分を補助していただいた国又は都に対して返還をいたします。

その次の子育て支援費のうち、(1)、(2)、(3)はいずれもコロナ対策の経費で、施設等の運営のための衛生管理に要する消耗品等を購入する経費でございます。

その次、子育て支援費の（４）児童館等維持補修費でございます。これは西ケ原子どもセンターが建設されている土地が借地でございますので、その借地契約の更新料を今回の予算で計上させていただいております。

その次、児童福祉施設建設費のうち、（１）学童クラブ整備費につきましては、令和４年度に向けて学童クラブ室を増やさなければいけない学校が２校ほど出てくるだろうという想定の下で、補正予算において２教室をクラブ室に整備する経費を計上させていただいております。

裏面にお移りください。

幼稚園費でございますが、幼稚園についても、先ほどの保育園等と同様にコロナウイルス感染症の衛生費分について、今年度の補助金の交付額を増額させていただくものでございます。

表面にお戻りください。

上段の歳入についてのご説明でございます。子ども・子育て支援交付金、新型コロナウイルス感染症対策事業費、子ども・子育て支援交付金については、いずれも先ほどご説明いたしました衛生対策費の財源として、国及び都の補助を計上したものでございます。

歳入の最後、雑入です。これは、施設建設費を私立幼稚園に対して支出しておりますが、その消費税分の処理について、仕入れ控除税額の精算がありましたので、納付金の増額分を補正予算において計上させていただいております。

子ども未来部の補正予算について、以上でございます。

清正教育長 ご説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑又はご意見はございますでしょうか。

（質疑・意見なし）

清正教育長 ありがとうございます。それでは、第３２号議案につきましては、採決に入ります。各委員より賛成又は反対の表決をお願いいたします。  
本間委員、お願いいたします。

本間委員 賛成です。

清正教育長 ありがとうございます。  
続きまして、齋藤委員、お願いいたします。

齋藤委員 賛成です。

清正教育長 ありがとうございます。  
続きまして、阿良田委員、お願いいたします。

阿良田委員	賛成です。
清正教育長	ありがとうございます。 続きまして、長谷川委員、お願いいたします。
長谷川委員	賛成です。
清正教育長	ありがとうございます。 賛成多数です。よって、本件は意見なしとすることに決定させていただきます。 次に日程2、第33号議案「東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」、議題に供します。 学校支援課長から説明をお願いいたします。
学校支援課長	それでは、第33号議案についてご説明申し上げます。議案書1ページをご覧ください。 令和3年第3回定例会議に提出する議案について、区長から意見を求められたものです。今回、ご意見いただきたい条例等が全部で13件ございます。私からは、1番と2番の条例案につきまして、説明申し上げます。以下、それぞれの条例につきまして、担当の理事者からご説明がございました。 それでは、まず「東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。議案書5ページの説明欄をお願いいたします。 東京都北区立学校の適正配置を推進するため、本条例案を提出させていただくものでございます。6ページ、新旧対照表をご覧ください。下段の現行欄、別表の中ほどの荒川小学校と、少し後ろの十条台小学校を削り、上段の改正後欄、2校の統合新校として、新たに十条小学校を、現在の荒川小学校の位置である北区中十条3丁目1番6号に設置いたします。 次に8ページの案内図です。右下、黒く塗られている場所が現在の十条台小学校でございまして、左上が現在の荒川小学校となっております。改正後は、この荒川小学校の位置に十条小学校を設置するものでございます。 5ページにお戻りいただき、付則でございます。第1項で、本条例は、令和4年4月1日から施行させていただくこと、第2項で、十条台小学校の統合に伴い、十条台小学校の温水プール使用条例を廃止することを規定しております。 本条例の説明は以上になります。 続きまして、「東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明をいたします。 本条例は、東京都の基準に準拠することとなっております。都条例の改正に伴いまして、改正を行うものでございます。 議案書の12ページの説明欄をお願いいたします。学校医等の公務災害補償に係る介護保障の限度額を改定するため、この条例案を提出いたします。

13ページ、新旧対照表をご覧ください。上段が改正後、下段が現行の表となっています。改正内容ですけれども、第12条の第2項第1号において、常時介護を要する状態にあり、費用を支払って介護を受けた日がある場合について、下段の現行欄で16万6,950円としているものを、上段の改正後欄に記載のとおり、17万1,650円に改めます。また、第2号では、常時介護を要する状態にあり、親族等による介護を受けた場合、現行は7万2,990円としているものを7万3,090円に、第3号では、随時介護を要する状態にあり、費用を支払って介護を受けた日がある場合、現行は8万3,480円としているものを8万5,780円に、それぞれ月額限度額を改定いたします。

11ページにお戻りください。付則でございます。

本条例は、公布の日から施行するものとし、改定後の規定につきましては、令和3年4月1日から適用するものでございます。第2項、第3項につきましては、改正後の規定の適用を以前後に分ける適用関係及び内払いに関する経過措置を設けるものです。

本条例の説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いいたします。

保育課長

保育課長でございます。私からは、3番と4番を一括して説明させていただきます。

15ページをお開きください。まず、「東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、説明いたします。

18ページの説明欄をご覧ください。厚生労働省が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されましたので、家庭的保育事業者等及びその職員が書面等で行うことが規定されている記録等を電磁的記録により行うことができる旨を定めるため、本条例案を提出させていただくものでございます。

19ページ、新旧対照表でございます。上段の改正後、第49条で、家庭的保育事業者等及びその職員の業務負担の軽減等を図るために、書面等で行うと規定されているものについて、書面等を電磁的記録に変えることができると規定を変更いたします。

また、20ページの上段にあります第50条につきましては、新たに49条が追加され、条ずれが生じるために修正を加えるものでございます。

17ページにお戻りいただきまして、付則でございます。本条例は、公布の日から施行するものでございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。「東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、ご説明させていただきます。

25ページ、説明欄をご覧ください。改正の趣旨につきましては、先ほどの条例案と同様ですが、書面等の運用について、電磁的記録に代えることができるというものでございます。内閣府が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正を踏まえまして、書面等で行うことが規定されている記録等を電磁的記録により行うことができる旨を定めるほか、規定の整備を行うため、本条例案を提出させていただくものでございます。

27ページ、新旧対照表をご覧ください。下段の現行でございますが、第5条第2項

から第5項まで、そして第38条第2項について、従前より電磁的方法により手続きを定めている規定を全て削除したうえで、同じページの上段になりますが、新たに第53条として規定するものでございます。

30ページの上段、第54条につきましては、新たに第53条が追加され、条ずれが生じるために、修正を加えるものでございます。

25ページにお戻りいただきまして、付則でございます。本条例案は、公布の日から施行します。

私からの説明は以上です。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

子どもわく  
わく課長

子どもわくわく課長でございます。

私からは、「東京都北区学童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例」について説明させていただきます。議案とともに配布した議案参考資料①と書かれているものをご覧ください。

1の要旨でございます。荒川小学校及び十条台小学校の統合に伴いまして、両校で実施している既存の学童クラブを廃止し、統合後の学校内に学童クラブを新設するものでございます。

2、廃止する学童クラブでございます。(1)、(2)にお示しのとおり、現在、両校で実施している2つの学童クラブを廃止とし、統合後の十条小学校内に十条小クラブ第1及び第2として新設いたします。なお、定員等の変更はございません。

議案書37ページをご覧ください。配置図でございます。

新たな学童クラブ第1につきましては、1階の東側に位置する、現在荒川ふじクラブが設置されている場所を継続して使用いたします。第2につきましては、1つ上、2階東側に位置する、現在備蓄室となっている場所を学童クラブ化して使用します。

なお、放課後子ども教室につきましては、1階の学童クラブ室の並びにある現在使用している場所を継続して利用します。図面にはありませんが、これらの学童クラブ及び放課後子ども教室のスタッフルームといたしまして、この図面の東側に体育館がございますけれども、この裏に寸法で2.7メートル×7.2メートルのユニットハウス、プレハブ事務所型のものを新設する計画となっております。

議案参考資料にお戻りください。

下段4、今後の予定でございます。現在、改修工事を実施中で、令和4年2月の開設準備のため、新たな実行委員会の発足や保護者説明会の実施、学童の引き継ぎを行ったうえで、4月から新たな学童クラブの運営開始となります。

以上、ご説明させていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

生涯学習・  
学校地域連  
携課長

生涯学習・学校地域連携課長です。

私からは、「北区立十条台小学校温水プール等の指定管理者の指定について」を説明させていただきます。

第33号議案参考資料②をご覧ください。

十条台小学校温水プールにつきましては、十条台小学校温水プール使用条例を定めて、学校施設を区民利用に供してございます。その管理運営につきましては、教育委員

会から区長部局へ補助執行を行い、指定管理者が行っています。学校設置条例の一部改正によりまして、令和4年3月末に十条台小学校が廃止となることから、十条台小学校の温水プールとしては存在しないこととなりますが、令和4年4月から十条台小学校の校舎等の解体工事が始まるまでの当面の間、教育財産から普通財産に変更いたしまして、引き続き区民へ貸し出す予定となっております。施設の所管は、生涯学習・学校地域連携課から地域振興部スポーツ推進課へ変更を予定しています。

来年度4月以降のこのプールの指定管理者の選定につきましては、地域振興部スポーツ推進課において作業を進めております。なお、来年度からの指定期間となりますが、議案を提出する現時点では学校施設であることから、暫定的に十条台小学校温水プールの名称を用いて指定管理者を指定するということで、教育委員会の意見聴取を求められたものでございます。

この資料、4つのプールについての資料となっておりますが、ここで意見聴取を求められてございますのは、1の(1)のみでございます。中段2、指定管理者として予定している団体は、江東区に所在する株式会社フクシ・エンタープライズでございます。3の(1)に指定期間を示しており、来年4月から5年間でございます。

これ以降は、業務の詳細について記載しております。2ページの下段には提案内容、3ページには選定経過と選定結果をまとめてございます。また、4ページには選定理由を記載しておりますので、後ほどご覧ください。

今回選定いたしましたフクシ・エンタープライズでございますが、平成30年度から指定管理業務を担っています。1期目で、今年が4年目ということでございます。

以上、雑駁ですが、説明とさせていただきます。

子どもわく  
わく課長

子どもわくわく課長です。

引き続きまして、児童館3館、子どもセンター1館の計4施設について、一括して説明させていただきます。議案参考資料③をご覧くださいと存じます。

まず、1つ目は「滝野川東児童館の指定管理者の指定について」でございます。指定管理者となる予定の法人ですが、ライクアカデミー株式会社でございます。なお、この後説明させていただく豊島東児童館と袋児童館につきましても、同法人を議案として提出するものとなっております。

3の管理代行の概要でございます。(1)指定管理期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間で、今回議案として提出する4施設とも同様です。

(4)職員体制はお示しのとおりでございます。シフト表の配置は基本5名体制です。

おめくりいただきまして、4、指定管理者となる法人からの提案内容でございます。主な点だけご紹介させていただきます。(2)施設及び設備の維持管理といたしまして、運営をする上で最も大切なこととして安全の確保を掲げ、命を預かるという責任の重さを職員全員が認識し、細心の注意、十分な安全管理、事故防止を行うということ。

(3)児童館事業の実施として、子どもたちが計画策定時から参画できるような働きかけを行い、子どもたちの自主性を育むことを大切にすると提案がなされております。

次の3ページ、5、選定の経過及び今後の予定は、お示しのとおりでございますの



で、説明は省略させていただきます。

6、選定結果でございます。応募法人は株式会社3法人です。(2)選定候補者でございます。第1順位候補者は、ライクアカデミー株式会社です。

(4)審査結果でございます。第1位、3,000満点中1,827.5点となります。次いで第2順位候補者は、株式会社日本デイケアセンターとなっております。

7、選定理由でございます。選定委員会におきまして、第1順位候補者が特に評価された点をご説明させていただきます。「温かい“空間(いえ)”が人を育てる」という基本理念のもと、児童館の運営を通じて関わる全ての人々が「自分らしく輝いて生きる」場所となるよう、地域の子育て支援の拠点として取り組む熱意と意欲を感じられた点、また、施設巡回のための臨床心理士を雇用しており、また職員の定着を図ることを目的とした、施設ごとの職員採用計画の作成や、勤務後の面談・評価による退職抑制の仕組みが整っているなど、職員体制の充実が感じられた点が挙げられております。

次の議案でございます。豊島東児童館、資料番号④を用いて説明いたします。

2の指定管理者となる法人につきましては、先ほどの説明のとおり、ライクアカデミー株式会社となります。3、管理代行の概要でございます。指定管理期間はお示しの3年間です。(4)職員体制はお示しのとおりで、シフト上の基本配置は6名体制となっております。

4、指定管理者となる法人からの提案内容は、先ほどと同一事業者のため、省略させていただきます。

選定結果でございます。(1)応募法人は株式会社3法人、第1順位候補者はライクアカデミー株式会社です。審査結果は、3,000点満点中1,892.5点となります。次いで、第2順位候補者は、株式会社日本保育サービスとなっております。

7、選定理由です。第1順位候補者が特に評価された点については、先に説明した滝野川東児童館と同一の事業者であるため、内容も重複するところでございますが、高齢者が多いエリアであることを踏まえ、地域の方にボランティアとしてイベントに参加してもらいなど、地域との連携について提案を行っていることが評価されております。

引き続き3つ目、袋児童館、資料番号⑤を説明させていただきます。

こちらも指定管理者となる法人は、ライクアカデミー株式会社です。3の管理代行の概要でございます。指定管理期間はお示しの3年間、職員体制はお示しのとおりで、シフト上の基本配置は5名体制です。

4の指定管理者となる法人からの提案内容、5の選定経過及び今後の予定についての説明は、省略させていただきます。

6、選定結果でございます。応募法人は株式会社2法人、選定候補者、第1順位はライクアカデミー株式会社です。審査結果としては3,000満点中、1,875.0点となります。次いで第2位順位候補者は、株式会社日本保育サービスです。

7、選定理由でございます。こちらも先ほどと同一の事業者であるため、ぽんぽこまつりや区民まつりを通して、子どもたちが地域の方や保護者と関わりを持ち、「地域のたくさんの人に見守られている」という実感を持つことができるような年間行事の計画に努めるという、地域との連携についての提案が評価されてございます。

最後の西ヶ原子どもセンターです。参考資料⑥をご覧ください。

指定管理者となる法人につきましては、株式会社明日葉でございます。

3の管理代行の概要は、先ほど来の説明と同様に3年間、職員体制につきましてはお示しの形でございますけれども、シフト上は基本5名体制でございます。

4、指定管理者となる法人からの提案内容の主なものとして、(3)子どもセンター事業の実施について、子どもの発達に見合ったプログラムや、子どもと保護者の良好な関わりを築けるような遊びを伝授する機会を設けるとともに、子どもと保護者とが様々な遊びを楽しむことで、親子と一緒にリラックスして過ごすことができ、閉塞感、孤独感、育児ストレスの解消を図りまして、親子の心身の健康づくりに貢献するという提案がなされてございます。

5、選定の経過及び今後の予定は、説明を省略させていただきます。

6、選定結果でございます。応募法人は株式会社4法人、第1順位候補者は株式会社明日葉、審査結果は3,000点満点中、2,095点となります。第2順位候補者は、ライクアカデミー株式会社となっております。

7、選定の理由でございます。特に評価された点として、子どもセンターは、全ての子育て家庭を街全体で支援する重要な公的役割を担う拠点と考え、子育て家庭はもとより、地域全体を視野に入れて、子どもの生活を支援するネットワークの拠点としての役割を果たしていくという基本方針に基づく提案となっている点が評価されてございます。

以上、指定管理者及び選定の概要を説明させていただきました。

なお、今回の選定を通じて、先に説明させていただきました、児童館3館、滝野川東、豊島東、袋児童館につきましては、事業者が変更となります。そのため、指定管理開始前の令和4年2月、3月を引き継ぎ期間といたしまして、別途引き継ぎ契約を締結いたします。その引き継ぎに要する経費につきましては、今回、補正予算において計上、提案させていただいているところでございます。

なお、西ヶ原子どもセンターにつきましては、現行事業者でございます、株式会社明日葉から変更はございません。

以上、雑駁ではございますが、説明させていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

保育課長

保育課長でございます。

最後となりますが、保育園3園の指定管理者の指定について、参考資料⑦～⑨に基づいてご説明をさせていただきます。

初めに参考資料⑦、東京都北区立桐ヶ丘保育園の指定管理者の指定についてです。

1、指定管理者を指定する施設は、北区立桐ヶ丘保育園、指定管理4期目の施設となります。区のガイドラインに基づきまして非公募とし、現在の指定管理者が引き続き管理・運営を行うよう、妥当性審査を実施しております。

2、指定管理者となる法人は、社会福祉法人みわの会でございます。

3、管理代行の概要につきましては、お示しのとおりでございます。指定期間は令和4年4月から5年間となります。

2ページに移りまして、4、指定管理者となる法人からの提案内容でございますが、

主なものとしましては、(3) 時期の運営について、丸の2つ目でございます。保護者とのコミュニケーションについて、保育アプリを利用した情報発信、リモート保護者会の実施等を引き続き行い、感染防止に努めつつ、職員と保護者、保護者同士の関わりの場の創出を検討していくことなどとしております。

5の選定経過及び今後の予定につきましては、お示しのとおりでございます。

6、審査結果でございますが、2、000点満点中、1、552.5点でございます。

7の選定理由でございますが、選定委員会で審査し、次期指定期間も継続して管理代行することが妥当であるとの結果となっております。

以上、桐ヶ丘保育園の補足説明とさせていただきます。

続きまして、参考資料⑧「東京都北区立滝野川西保育園の指定管理者の指定について」でございます。こちらは、指定管理4期目の施設となります。先ほどと同様に非公募とし、現在の指定管理者の妥当性を審査してございます。

2の指定管理者となる法人は、社会福祉法人聖華でございます。管理代行の概要につきましては、お示しのとおりでございます。

4の指定管理者となる法人からの提案内容でございますが、(2)の現在の運営について、丸の2つ目、施設の経年劣化に対して自主的に運営費を活用し、園運営に支障をきたさないよう工夫しながら、大規模な改修を計画的に実施し、子どもの安全を第一に考えた、建物設備の維持管理や今後の設備投資への取り組みを積極的に行っていることなどを評価してございます。

5の選定経過及び今後の予定につきましては、お示しのとおりでございます。

6、審査結果でございますが、2、000点満点中、1、440.0点でございます。

7、選定理由につきましては、お示しのとおりでございます。

雑ぱくですが、滝野川西保育園の補足説明とさせていただきます。

最後となります、参考資料⑨でございます。「北区立東田端保育園の指定管理者の指定について」でございますが、こちらも指定管理3期目の施設となります。同様に非公募、妥当性審査を行いました。

2の指定管理者となる法人は、社会福祉法人つぼみ会でございます。管理代行の概要につきましては、お示しのとおりでございます。

2ページになりまして、4の指定管理者となる法人からの提案内容でございますが、(3)の次期の運営について、丸の3つ目でございます。地域社会の発展への貢献、社会貢献活動や環境保全への積極的な取り組みを目指すとともに地域の子育てを応援し、地域の子育て支援の拠点となるため、子育て支援事業により注力していくことなどに取り組むとしております。

5の選定経過及び今後の予定はお示しのとおりでございます。

6、審査結果でございますが、2、000点満点中、1、377.5点でございます。

7の選定理由についても、同様にお示しのとおりでございます。

以上、保育園3園の補足説明をいたしました。ご審議を賜りますよう、よろしくお願

い申し上げます。

清正教育長

ご説明ありがとうございました。

それでは初めに「東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例」及び「東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」について、ご質疑又はご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

それでは続きまして、「東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」及び「東京都北区特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、ご質疑又はご意見はございますでしょうか。

本間委員。

本間委員

33号議案や、この一連のもの、全体のことでよろしいのでしょうか。

清正教育長

はい。

本間委員

2点ございます。いずれも特に意義があるわけではございません。教えていただきたいことです。

1点目が「十条台小学校の温水プール」ですけれども、十条台小学校の改築というか、校舎に手を入れる間は、この名称でというお話が先ほどあったかと思うのですが、  
「十条台小学校温水プール」という名称を残すことについては地域の方のご要望でしょうか。教えてください。

その後でもう1点、児童館のことをお尋ねしたいと思います。

生涯学習・  
学校地域連  
携課長

生涯学習・学校地域連携課長です。

来年の4月以降のプールの名称については、現在検討を行っている最中です。しかしながら、指定管理者の指定については、現段階で議決を経る必要があるため、本議案を区議会に提出するにあたっては、便宜上「十条台小学校温水プール」という名称で手続きを行っているところでございます。以上です。

本間委員

ありがとうございます、よく分かりました。

もう1点、児童館の指定管理者が変更になるということですが、ライクアカデミーに変わったということで、北区全体の指定管理者との兼ね合いが分からないのですが、ぜひ他社との切磋琢磨などが良い意味で競争意識を持って今後も引き継がれていくといいなと思っております。

なお、指定管理者が変わりましても、職員が変わらないということもあろうかと思う

のですが、こちらについてはどうなのでしょう。

清正教育長 指定管理につきましては、後ほどまたご質問いただく段階がございますので、その際に所管課長からお答えさせていただく形でもよろしいでしょうか。

本間委員 かしこまりました。

清正教育長 それでは、ただ今の条例につきましては以上とさせていただきます、次に「東京都北区学童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例」について、ご質疑又はご意見ございますでしょうか。これはよろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 続きまして、「東京都北区立十条台小学校温水プール等の指定管理者の指定について」、ご質疑又はご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは次に「東京都北区立滝野川東児童館の指定管理者の指定について」、「東京都北区立豊島東児童館の指定管理者の指定について」、「東京都北区立袋児童館の指定管理者の指定について」及び「東京都北区立西ヶ原子どもセンターの指定管理者の指定について」、ご質疑又はご意見ございますでしょうか。

まず、先ほどのご質問に対する回答を、子どもわくわく課長からお願いします。

子どもわくわく課長 子どもわくわく課長でございます。

先ほど、本間委員からご質問いただきました、事業者が変更になった場合の従業員の継続の考えでございますけれども、指定管理者との協定の中では、従業員の雇用については、企業、事業者による意思決定ということでございますので、継続させる、させないは、新たな事業者の判断となっております。

以上でございます。

本間委員 以前、学校に勤めておりました時の経験から、岩井学園の時に指定管理者が途中で変わりまして大変戸惑いを覚えたのですが、実際の活動では職員の方が継続ということで、子どもたちも大変安心して、その後の宿泊活動をしたという記憶がございます。

教育委員会で何か判断することではないということですが、実際に活動する子どもたちが、先ほども明日葉の方で引き継ぎをとという話がございましたが、十分な引き継ぎを行っていただいて、子どもたちが戸惑うことがないようにということだけ、最後、確認をしておきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

清正教育長 ありがとうございます。

他に児童館指定管理に関連して、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に「東京都北区立桐ヶ丘保育園の指定管理者の指定について」、「東京都北区立滝野川西保育園の指定管理者の指定について」及び「東京都北区立東田端保育園の指定管理者の指定について」、ご質疑又はご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

それでは35号議案につきまして、採決に入らせていただきます。各委員より賛成又は反対の評決をお願いいたします。

まず、本間委員、お願いいたします。

本間委員

賛成です。

清正教育長

ありがとうございます。

続きまして、齋藤委員、お願いいたします。

齋藤委員

賛成です。

清正教育長

ありがとうございます。

続きまして、阿良田委員、お願いいたします。

阿良田委員

賛成です。

清正教育長

ありがとうございます。

続きまして、長谷川委員、お願いいたします。

長谷川委員

賛成です。

清正教育長

ありがとうございます。

賛成多数です。よって本件は意見なしとすることに決定させていただきます。

次に、報告事項に移ります。

日程第3、報告第31号「東京都北区教育委員会事務局専決規則第2条第2項の規定に基づき処理した東京都北区教育委員会事務局職員（課長級以上）の異動の報告について」、教育政策課長から説明をお願いいたします。

教育政策課長

報告第31号でございます。1枚おめくりをお願いいたします。

本委員会におきましては、事後の報告となりまして恐縮でございますけれども、8月1日付でお示しの内容を持って、課長級以上の事務局職員の異動を行ったところでござ

います。

以上、報告とさせていただきます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑又はご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

続きまして、日程第4、報告第32号「谷端小学校のリノベーション事業について」、学校改築施設管理課長から説明をお願いいたします。

学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長です。

それでは「谷端小学校のリノベーション事業について」、ご説明をさせていただきます。教育委員会資料の表紙をおめくりいただきまして、1ページをご覧ください。

初めに、1の要旨です。

谷端小学校は、35人学級の段階的導入により、早期の教室不足が見込まれるため、リノベーション事業の実施に当たり、仮設校舎と増築校舎を先行整備し、その後、本格的な改修工事であるリノベーション工事を実施することで、普通教室や放課後の居場所を確保し、教育環境の向上を図っていきたいと考えております。

続きまして、2のリノベーション事業実施に当たっての基本方針についてです。お示しの3つの方針に基づき、事業を進めてまいりたいと考えております。

1つ目は、学校内に12学級分の教室とともに多目的室や学童クラブ室等の諸室を確保するために、増築校舎を整備します。2つ目は増築校舎完成までの教室確保のために、仮設校舎を先行整備します。3つ目は増築校舎の完成後、既存校舎の本格的な改修工事であり、リノベーション工事に着手し、耐久性、機能性の向上や教育環境の向上を図ります。

また、資料の裏面に参考として、リノベーション事業の全体イメージをお示ししておりますので、ご覧いただければと存じます。

こちらは今後の設計で詳細を詰めてまいりますけれども、点線の囲いで仮設校舎と増築校舎のおおむねの位置を示しております。特に恒久的な設置となる増築校舎につきましては、建築基準法のほか、関係法令との整合や、校舎や既存校舎への影響、また、学校で飼っているシバヤギの飼育スペースなども勘案の上、形のよい校庭が最も広く確保できる、お示しの位置への設置を想定しております。

また、初めに整備をします仮設校舎につきましては、令和4年春から夏にかけて整備を行い、リノベーション工事が終了する令和8年3月まで設置する予定です。

次に、増築校舎につきましては、令和5年度中に整備工事を行い、令和6年度から使用を開始する予定で考えております。

最後に、リノベーション工事につきましては、令和6～7年度の2カ年をかけて実施をする予定でございます。

表面にお戻りいただきまして、3の事業スケジュールでございます。

これまでの説明と一部重複しますが、今後、秋を目途に仮設校舎と増築校舎の設計に着手してまいります。そして今、申し上げたような整備を進めさせていただきまして、令和7年度末の整備完了を目指してまいりたいと考えているところでございます。

雑駁ではございますが、私からの報告は以上です。よろしくお願いいたします。

清正教育長

ご説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑又はご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

それでは本件に関する報告は終了させていただきます。

次、日程第5、報告第33号「令和4年成人の日記念式典の開催について」、生涯学習・学校地域連携課長から説明をお願いいたします。

生涯学習・  
学校地域連  
携課長

それでは、報告第33号について説明いたします。

令和4年成人の日記念式典については、新型コロナウイルスの感染状況を見極めながらになります。感染防止対策を講じた上で開催するということを前提に準備を進めてまいります。

内容につきましては、2にお示しのとおりでございます。昨年度、つまり本年に開催した式典の経過としては、緊急事態宣言が発令され、会場開催を中止し、オンライン開催としたところでございます。宣言の発令前に固めていた実施方法に基づいて、参加者の安全を守るための感染予防対策を徹底したうえで、本年度の式典を実施したいと考えてございます。

(8) 感染予防策にまとめているとおり、式典の開催は、密を緩和するために、施設収容定員の半数以下となるよう午前・午後の2部制といたします。また、2ページ上段に記載のとおり、中学校区域を南北に分け、それぞれ午前、午後とさせていただく予定です。

②招待者につきましては、従前は全北区議会議員、町会や自治会会長にご出席いただいていたところですが、区議会議員は文教子ども委員会委員のみ、町会・自治会は各地区町会・自治会連合会長のみご招待させていただき、かつ、午前又は午後のどちらか一方でお願いしたいと考えてございます。

③基本的予防対策の実施は、お示しのとおりでございます。

④オンライン配信の併用をやっていきたいと考えてございます。

⑤新成人のつどいにつきましては、密の回避が困難であるため、中止とし、式典のみとさせていただきますが、今後、当日の代替イベントとして、どこかにフォトスポットを設置していくということなどの検討を進めてまいります。

⑥その他として、今後の感染状況によっては、適宜、見直しや工夫を講じていきたいと考えてございます。

今後の予定は、お示しのとおりです。



以上、雑駁ですが、説明とさせていただきます。

清正教育長

ご説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑又はご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

本件に関する報告は終了させていただきます。

次、日程第6、報告第34号「十条富士塚現状変更工事の進捗状況について」、飛鳥山博物館長から説明をお願いいたします。

飛鳥山博物館長

それでは、私からは報告第34号「十条富士塚現状変更工事の進捗状況について」、ご説明申し上げます。表紙をおめくりいただきまして、教育委員会資料をご覧ください。

初めに、2カ所ほど数字の訂正をお願いしたいと思います。

1の要旨の1行目、後段で令和2年7月とありますが、6月となります。また、2の現況(経過等)の上から8行目も同様に令和2年7月からとありますが、6月からと訂正をお願いしたいと思います。

それでは、説明に入らせていただきます。2の現況(経過等)をご覧ください。

十条富士塚の現状変更につきましては、平成29年1月に、十条富士講より協議の申し出がありまして、文化財保護審議会の審議を経たのち、平成30年4月に北区教育委員会が遵守事項を付記した上で、許可をいたしました。その許可を踏まえまして、十条富士講から工事を受託している東京都は、国指定史跡の活用計画や史跡の保存活用に多くの実績を有する専門家から技術指導を仰いで、基本設計案を作成しており、当該案は令和元年12月に文化財保護審議会及び教育委員会です承されたところでございます。

その後、東京都、十条富士講、区で協議を重ねまして、令和2年6月から現状変更工事が開始されました。本日はこれまでの進捗状況のご報告となります。

これまでの工事手順ですが、別添で付けております参考資料、写真をご覧くださいと存じます。上からご神木等の樹木の伐採作業となります。これが令和2年6月29日に撮影したものでございます。右側が石碑、クロボク(溶岩)でございます。これを最終的には元の位置に戻しますので、測量をしまして、なおかつ壊れないように補強作業をしております。これが令和2年8月19日の撮影でございます。

中段にいきまして、石碑、クロボクの取り外し工事を、クレーンを使って行ってございまして、令和2年9月11日の撮影です。右側、擁壁の撤去は令和2年12月10日に撮影しております。

下段、埋蔵文化財調査になります。これは令和3年6月2日に撮影したのですが、来月中には調査が終わると聞いております。

なお、写真にはございませんが、発掘調査では弥生時代の住居跡や江戸時代前期から後期の陶磁器、お椀、かめ等が出ております。また、儀礼的な祭りごとで馬の頭をお供

えした痕跡、痕跡というのは馬の歯だけが出てまいりました。そのようなものが発掘調査の結果、出土しているところでございます。

この資料の最下段の右側の画像が、現状変更工事の完成イメージとなっております。

なお、事前の探査で古墳がこの富士塚の下にあるのではないかとと言われておりましたが、今回の調査の結果、古墳はなかったということが分かりました。

最初の資料にお戻りください。3の今後の予定でございます。埋蔵文化財調査が終了後、東京都から時期は未定ですが、早ければ来月、再来月辺りに東京都から実施設計案が文化財保護審議会及び教育委員会に出されてまいりますので、そちらを確認、了承後に初めて工事が着手されるという予定となっております。

私からの説明は以上でございます。

清正教育長

ご説明ありがとうございました。

本件につきましてご質疑又はご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

それでは、本件に関する報告は終了とさせていただきます。

次に日程第7、報告第35号「後援・共催事業に関する報告」について、教育政策課長から説明をお願いいたします。

教育政策課長

それでは、報告第35号でございます。1枚、おめくりをお願いいたします。

今回、名義使用を承認した旨の報告は1件でございます。お示しの「第18回飛鳥山薪能」同実行委員会会長でございます。

事業を実績した旨の報告でございますけれども、お示しのとおり1件でございます。

以上、報告とさせていただきます。

清正教育長

ご説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑又はご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございました。

本件に関する報告は終了とさせていただきます。

以上で、本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、令和3年第5回教育委員会臨時会を閉会させていただきます。